

平成 29 年度

農地等利用最適化推進施策
の改善に関する意見書

豊後高田市農業委員会

平成 29 年度 農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見

農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項に基づき、本会はその所掌事務

の実施を通じて農地等利用最適化推進施策の改善に向けた意見を取りまと

めましたので、提出します。

平成 29 年 12 月 27 日

豊後高田市長

佐々木敏夫 様

豊後高田市農業委員会

会長 河野三男

1. 担い手への農地利用の集積について

(1) 市特産品「白ねぎ」栽培農地の確保について

本市の特産品である「白ねぎ」は西日本一の産地となっており、全国的には高齢化等により担い手が減少している中において農業後継者等の担い手が多く、白ねぎ栽培の更なる規模拡大を希望している農家が多いものの、特に呉崎地区や西真玉地区の干拓を中心として白ねぎ栽培に適した畑が不足しており、規模拡大による担い手への集積・集約化に苦慮している状況です。

現在、市では水田の畑地化事業を行っておりますが、白ねぎ農家の担い手への農地集積に際しては農地中間管理事業等を活用しながら、今後も引き続き、できるだけ農家に負担のかからない事業手法により、水田畑地化の推進による「白ねぎ」栽培農地の確保を要望します。

2 遊休農地の解消について

(1) 現況をふまえた農業振興地域の見直しについて

全国的にも農業者の高齢化や担い手不足等により農業者が減少し、特に中山間部を中心として耕作放棄地が増加しており、一部では山林化している農地も多くみられます。

こうした中、本市では、特に以前みかん栽培を行うためにパイロット事業等により整備を行った農地が、国の農産物自由化等の施策に伴うみかん農家の廃業等により利用されなくなり、現在では荒廃してしまい山林化しているようなものも見られますが、現在でも農業振興地域の農用地区域として指定されている農地も多く、現在において農用地区域の指定と農地の現況との整合性が見られないものも存在します。

今後、さらに農業者が減少していくという農業情勢もふまえながら、根幹となる農業振興地域の見直しも必要と考えますので要望します。

(2) 農業振興地域以外の農業振興対策について

現行の農業振興に係る各種助成制度は農業振興地域が対象となっており、その他の地域には助成制度がない状況です。特に農業振興地域外にある遊休農地については管理や解消を行う助成制度が無いことから集落等による管理もできず、手つかずの状態になっている場合があり、さらなる遊休農地の増加にもつながりますので、農業振興地域以外の農地についても助成措置を講じるよう国・県への要望をお願いします。